

～産業廃棄物収集運搬業許可の合理化～

資料 1

H23・1月作成

改正前

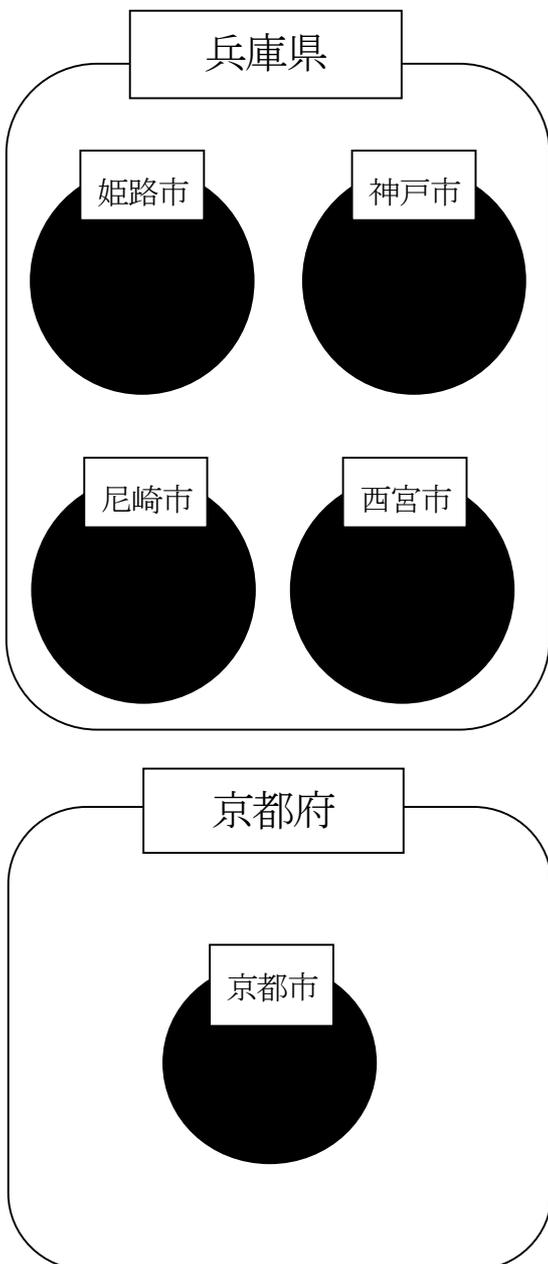
積卸しを行う全ての都道府県
又は政令市の許可が必要

平成23年
4月1日

改正後

同一都道府県内において一の政令市の区域を越えて収集運搬を行う場合は、都道府県の許可で当該都道府県全域での運搬が可能

例



◆ ケース 1

産業廃棄物収集運搬業者A（以下A）が姫路市（積保なし）のみににおいて業を営もうとする場合

改正前——姫路市の許可が必要
改正後——従前どおり

◆ ケース 2

Aが、兵庫県（積保なし）、姫路市（積保なし）及び神戸市（積保なし）において業を営もうとする場合

改正前——兵庫県、姫路市及び神戸市の許可が必要
改正後——兵庫県の許可が必要（経過措置あり）

◆ ケース 3

Aが、姫路市（積保なし）及び尼崎市（積保なし）において業を営もうとする場合

改正前——姫路市及び尼崎市の許可が必要
改正後——兵庫県の許可が必要（経過措置あり）

◆ ケース 4

Aが、兵庫県内では姫路市（積保なし）のみ、京都府内では京都市（積保なし）のみににおいて業を営もうとする場合

改正前——姫路市及び京都市の許可が必要
改正後——従前どおり

※この場合、兵庫県及び京都府内では、それぞれ一の政令市の区域内のみで業を営んでいると判断されるため、同一都道府県内において一の政令市の区域を越えて収集運搬を行う場合にはあたりません。

◆ ケース 5

Aが、兵庫県（積保なし）及び姫路市（積保あり）において業を営もうとする場合

改正前——兵庫県（積保なし）及び姫路市（積保あり）の許可が必要

改正後——従前どおり

※積替え保管を含む収集運搬業は今回の合理化の対象にはなっていません

- この改正は平成23年4月1日からスタートします。同年3月31日までは、都道府県知事の許可のみで管轄する政令市において収集運搬を行うことは、無許可行為となります。
- 今回の改正により、政令市の許可が必要となるのは次の場合となります。
 - (1) 政令市の区域内で積替え保管を行う場合（前頁ケース5）
 - (2) 同一都道府県内において、一の政令市のみで業を行う場合
 - ア 姫路市内で運搬行為が完結する場合（前頁ケース1）
 - イ 兵庫県内では姫路市のみで積卸しする場合（前頁ケース4）※上記(1)又は(2)に該当する場合、既に有している政令市の許可の取り扱いは従前どおりとなります。
- 一の政令市を越えて収集運搬を行っているか否かは、個々の行為ではなく、許可を受けている（受けようとする）者が行おうとする行為全体で判断されます。

経過措置について

今回の産業廃棄物収集運搬業許可の合理化を円滑に進めるため、経過措置が設けられています。経過措置は以下のとおりとなります。

改正令附則

（政令で定める市の長による許可に関する経過措置）

第6条 この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第14条第1項の許可（以下この項において「市長許可」という。）を受けている者（改正法の施行後に改正法附則第2条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。）であって、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下同じ。）の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第14条第1項の許可又は法第14条の2第1項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第14条第2項の期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

2 この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第14条の4第1項の許可（以下この項において「市長許可」という。）を受けている者（改正法の施行後に改正法附則第2条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。）であって、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第14条の4第1項の許可又は法第14条の5第1項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第14条の4第2項の期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

1. 経過措置の適用対象者

- ① 平成23年4月1日（以下、「施行日」という。）時点で現に政令市の許可を受けている者であって、
- ② 施行日後において従前の許可の範囲内で業を行うためには、当該政令市の管轄区域を管轄する都道府県の新規許可又は変更許可を受ける必要がある者。

2. 経過措置の適用期間

施行日から政令市の許可の有効期限までの間

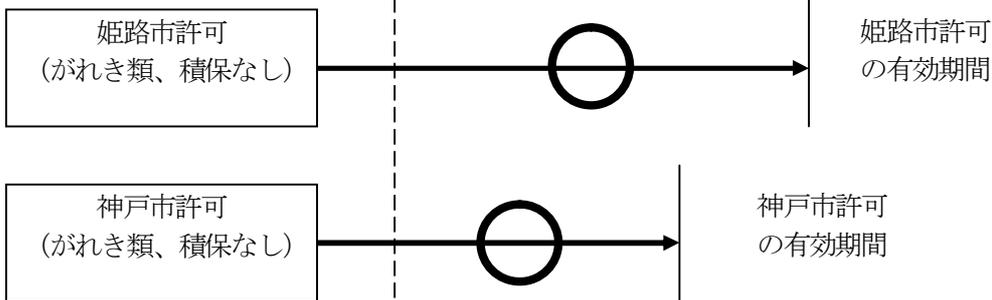
3. 経過措置の具体例

Ex 1 兵庫県内において、姫路市（がれき類、積保なし）及び神戸市（がれき類、積保なし）の許可を有しているが、兵庫県の許可は有していない者
←施行日後において従前どおり姫路市及び神戸市で業を行うためには、新たに兵庫県の新規許可を受ける必要がありますが、経過措置により従前の許可の範囲内で引き続き業を行うことができます。（経過措置の適用期間後も従前どおり業を行う場合は、政令市の許可の有効期限を迎えるまでに、兵庫県に対して新規許可申請を行い、兵庫県の許可を取得する必要があります。）

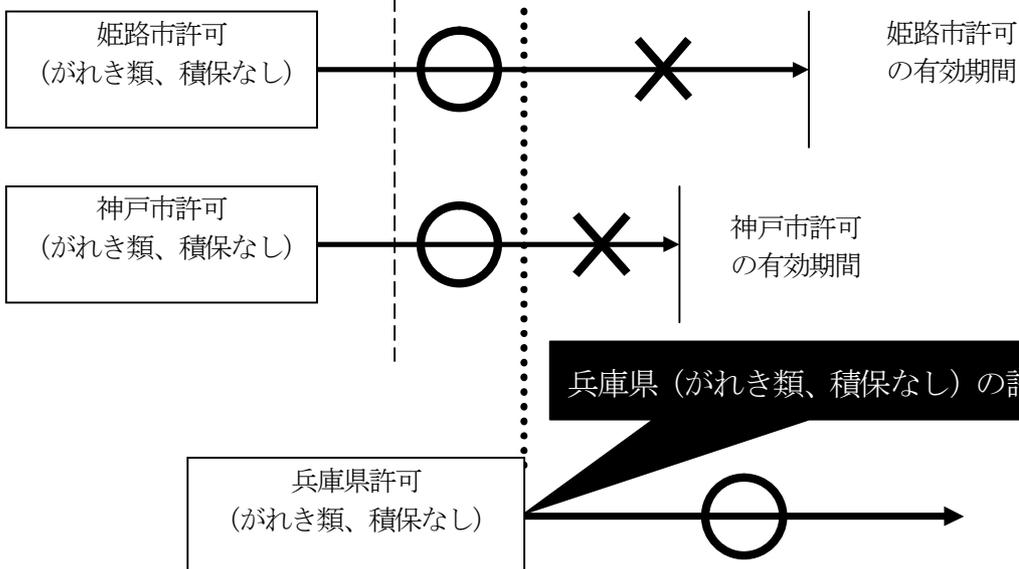
※ ○は有効、×は失効

施行日

Ex 1 イメージ図



〈但し、兵庫県の新規許可をした場合には、経過措置の適用対象から外れます。〉



Ex 2 兵庫県内において、兵庫県（がれき類、積保なし）及び姫路市（がれき類及び金属くず、積保なし）の許可を有している者

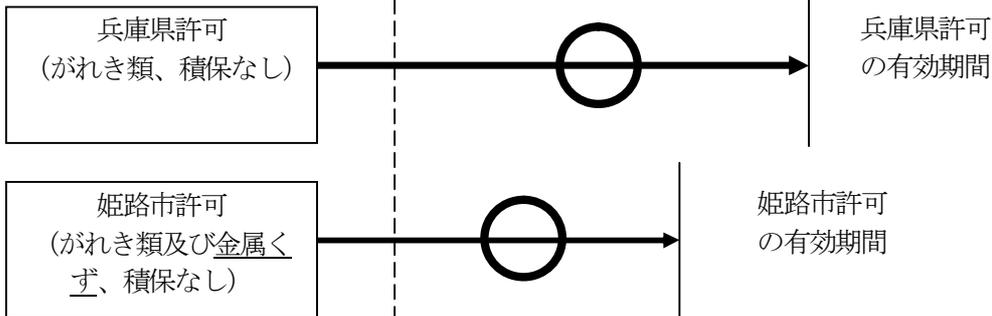
←兵庫県の許可の事業の範囲の方が姫路市の許可の事業の範囲よりも狭いため、施行日後において従前通り姫路市で業を行うためには、兵庫県の変更許可（金属くずの追加）を受ける必要がありますが、経過措置により従前の許可の範囲内で引き続き業を行うことができます。

（経過措置の適用期間後も引き続き業を行う場合は、姫路市の許可の有効期限を迎えるまでに、兵庫県に対して変更許可（金属くずの追加）申請を行い、許可を取得する必要があります。）

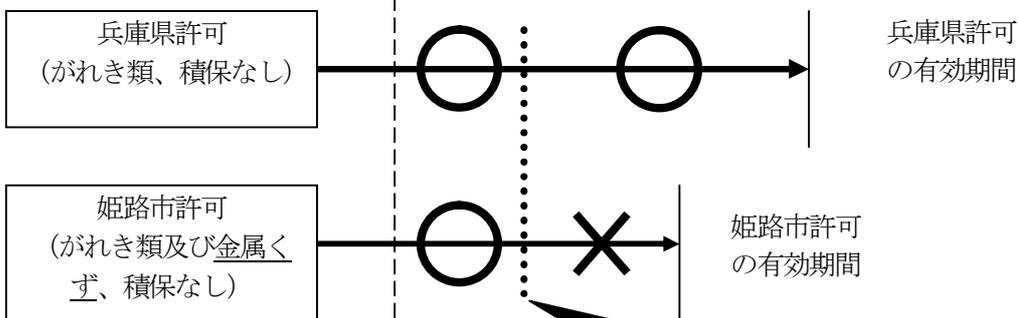
※ ○は有効、×は失効

施行日

Ex 2 イメージ図



〈但し、兵庫県の変更許可を取得した場合には、経過措置の適用対象から外れます。〉



兵庫県の変更許可（金属くずの追加）を取得

（備考）

経過措置の適用期間中における経過措置適用対象者に対する指揮監督については、引き続き従前の許可権者である政令市が行います。

平成23年4月1日以降の姫路市の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない。）許可の取扱い

(1) 兵庫県内において、姫路市の許可のみを有している場合

平成23年4月1日以降も姫路市の許可の有効期限まで許可は有効です。なお、姫路市以外の兵庫県内で収集運搬はできません。（従来どおり姫路市内のみで業を行う場合、姫路市で更新手続きをしてください。）

(2) 兵庫県内において、姫路市の許可と兵庫県の許可を有している場合

① 兵庫県では取得していないが、姫路市のみで取得している許可品目がある場合

経過措置により、平成23年4月1日から姫路市の許可の有効期限までは、姫路市の許可の範囲内で引き続き業を行うことができます。（但し、原則として許可の更新はできません。）

経過措置が適用される期間以降も引き続き業を行う場合は、姫路市の許可の有効期限を迎えるまでに兵庫県に変更許可申請を行い、兵庫県で取得していない許可品目を追加する必要があります。（兵庫県においても、姫路市で取得していた許可品目がすべて許可された場合は、その時点で姫路市の許可は失効します。）

② ①以外の場合

平成23年4月1日から兵庫県許可で兵庫県内全域での収集運搬が可能です。
（姫路市の許可は失効します。）

(3) 兵庫県内において、姫路市の許可と兵庫県下の他の政令市の許可を有しているが、兵庫県の許可は有していない場合

経過措置により、平成23年4月1日から政令市の許可の有効期限までは、当該政令市の許可の範囲内で引き続き業を行うことができます。（但し、原則として許可の更新はできません。）

経過措置が適用される期間以降も引き続き業を行う場合は、政令市の許可の有効期限を迎えるまでに兵庫県に新規許可申請を行い、兵庫県の許可を取得する必要があります。（兵庫県で許可を取得した時点で政令市の許可は失効します。）

※ 兵庫県下の政令市 ⇒ 姫路市、神戸市、尼崎市、西宮市

【注意事項】

- 平成23年3月31日までに許可の有効期限を迎える場合、更新許可申請を行わないと許可は自動的に失効し、経過措置の適用はありません。
- 積替え保管を含む収集運搬業許可は今回の合理化の対象にはなっていません。
- 経過措置の適用期間中における経過措置適用対象者に対する指揮監督については、引き続き従前の許可権者である政令市が行います。

(H23・1月作成)